

第3次発達支援計画の進捗状況(令和7年度実績)

立川市第3次発達支援計画は、令和7年度を初年度とする5年間の計画で、本市が目指す発達支援システムは、「すべての子どもが地域で安心してすごしていけるように、子どものライフステージに応じた途切れ・すき間のない発達支援を推進します」を基本理念としています。本計画では相談機能、成長・療育機能、情報共有機能、家庭支援機能、現場職員支援機能、健診・診察機能、コーディネート機能、理解啓発機能の8つの機能を掲げ、55の項目に取り組むこととしています。令和7年度の取組の進捗状況については、以下のとおりです。

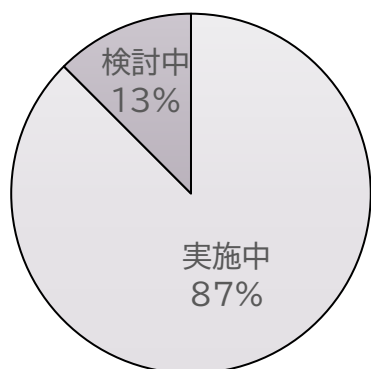
1. 相談機能

相談機能には、専門機関での相談や地域での身近な子育てに関する相談があります。それらの相談が効果的につながり、子どもや保護者が必要とする相談が継続していけるようにする役割があります。市では、子育て支援・保健センターで相談を行っています。

	取組項目	a	b	c	d	e
1	乳幼児健診後の相談	○				
2	子育てひろばでの相談	○				
3	5歳児相談	○				
4	発達相談	○				
5	就学相談と児童発達支援センターとの連携	○				
6	教育相談	○				
7	子育て支援・保健センター内での連携した相談	○				
8	児童発達支援センター			○		

a, 実施中 b, 実施に向けて検討中 c, 検討中 d, 未実施 e, その他

1. 相談機能



■ 実績調査より抜粋

・はぐくるりんへの移転を機に、子ども健診係等とよりスピーディーに連携できるようになった。また、途切れのない支援について分析等を行うとともに、互いの事業を見学して理解を深めた。【4. 発達相談】

・子育てに関する相談については、子育て支援・保健センター内の担当部署間で情報共有し、必要に応じて適切な支援を実施した。

【7. 子育て支援・保健センター内での連携した相談】

・子育て支援・保健センター内に児童発達支援センターを設置した。【8. 児童発達支援センター】

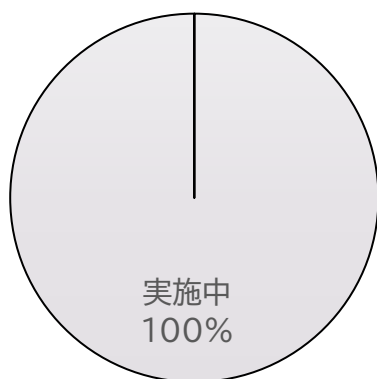
2. 成長・療育機能

成長・療育機能には、すべての子どもの成長に応じた支援をしたり、専門性の高い療育を行ったりする役割があります。保育園や幼稚園での障害児受け入れのほか、ドリーム学園での児童発達支援事業や発達支援親子グループ事業などを行っています。

	取組項目	a	b	c	d	e
9	発達支援親子グループ事業	○				
10	ドリーム学園の運営	○				
11	ドリーム学園での移行支援の検討	○				
12	保育園や幼稚園への障害児の受入	○				
13	小中学生等の居場所の確保	○				
14	子どもと保護者の愛着形成のための支援	○				
15	就学後にもつながる発達支援	○				

a, 実施中 b, 実施に向けて検討中 c, 検討中 d, 未実施 e, その他

2. 成長・療育機能



■ 実績調査より抜粋

・親子グループを継続して実施するとともに、ドリーム学園が適していると考えられる利用者には、入園を案内した。子育て支援・保健センターへの移転を機に、発達支援係とドリーム学園で月1回程度連携会議を行い、情報共有や入園について話し合いをもった。【9. 発達支援親子グループ事業】

・子育て支援・保健センターに移転。園児に対し通園による療育を実施するとともに、保護者に対し保護者同士が集う場や子どもへの関わり方について理解を促進する機会を提供した。また、保護者や職員、支援者に対し講演会及び研修会を実施した。園児の募集に当たっては、合同見学会や申請受付等を発達支援係と連携して行った。

【10. ドリーム学園の運営】

・保育園、幼稚園において障害児を受け入れ、支援を行った。集団生活を通じて発達を促すとともに、一人ひとりの子どもの状態に応じて個別の支援を行った。【12. 保育園や幼稚園への障害児の受入】

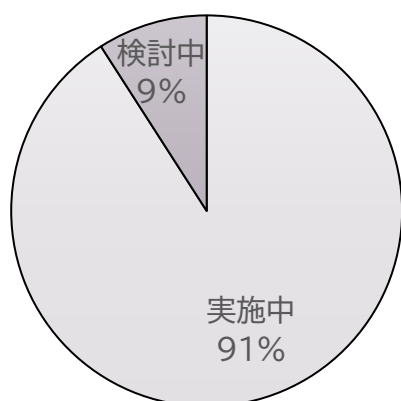
3. 情報共有機能

情報共有機能には、必要な情報をわかりやすく伝えるために、保護者と各関係機関での情報共有と関係機関同士での情報共有を円滑に行う役割があります。市では、母子健康手帳や就学支援シート等の活用を促進しています。

	取組項目	a	b	c	d	e
16	母子健康手帳の活用	○				
17	地区担当保健師と児童発達支援センターとの連携	○				
18	保育所児童保育要録による情報提供	○				
19	就学支援シートによる情報提供	○				
20	地域の療育機関等の連携と情報共有への支援	○				
21	就学支援シートを活用した連携	○				
22	児童館や学童保育所と就学前にかかわっていた機関との情報共有のしくみの検討			○		
23	児童館や学童保育所と小中学校等との情報共有	○				
24	医療機関などの関係機関との連携	○				
25	子どもにかかわる機関の役割や立場の相互理解	○				
26	要保護児童対策地域協議会を活用した情報共有	○				

a, 実施中 b, 実施に向けて検討中 c, 検討中 d, 未実施 e, その他

3. 情報共有機能



■ 実績調査より抜粋

・施設移転により地区担当保健師と児童発達支援センターが同じフロアで執務することとなったため、支援を要すると判断した乳幼児について、必要に応じて担当者間で直接情報共有を図り、よりスムーズに適切な支援を実施することができた。

【17. 地区担当保健師と児童発達支援センターとの連携】

・他市の就学支援シートの調査・研究や、校長会・特別支援教育連絡会での意見交換等を参考に、就学支援シートの様式を見直したことにより、保護者にとって、記載が簡単でわかりやすくなるとともに、学校にとっても学校生活支援シートへの情報の円滑かつ適切な引継ぎにつながった。

【19. 就学支援シートによる情報提供】

・令和7年度より児童発達支援事業所連絡会を年2回実施することとし、情報交換と連携強化を行った。

【20. 地域の療育機関等の連携と情報共有への支援】

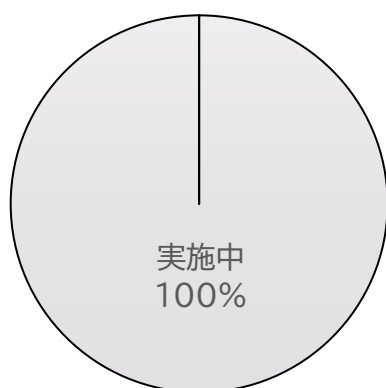
4. 家庭支援機能

家庭支援機能には、発達に支援や配慮の必要な子どもを育てている保護者や家庭を対象に、子育てや発達に関する知識や技術を伝えていくとともに気持ちを支えるための支援をする役割があります。市では、子育てひろばや発達支援に関する講座、おしゃべり会などを行っています。

	取組項目	a	b	c	d	e
27	将来の見通しが持てる保護者への情報提供	○				
28	ペアレントプログラムの実施	○				
29	サポートファイルの周知と利用促進	○				
30	子育てひろばにおける保護者の養育力向上のための支援	○				
31	保護者が安心できる場としての子育てひろばの提供	○				
32	「おしゃべり会」などの交流の場	○				
33	発達支援団体との連携	○				
34	保育所等訪問支援事業	○				

a, 実施中 b, 実施に向けて検討中 c, 検討中 d, 未実施 e, その他

4. 家庭支援機能



■ 実績調査より抜粋

・おしゃべり会でペアレントメンターや先輩保護者の体験談などを通し情報共有を行ったほか、就学前のお子さんの保護者を対象とした講座を市民団体と共催した。【27. 将来の見通しが持てる保護者への情報提供】

・月1回、ペアレントメンターや先輩保護者とともに気軽に話をする場を設け、体験談や地域情報などを共有した。また、令和8年度のピアサポーター本格始動に向け、養成講座受講者に「プレピアサポーター」としておしゃべり会を体験してもらうとともに、フォローアップ研修を実施した。おしゃべり会周知のための講演会も実施した。

【32. 「おしゃべり会」などの交流の場】

・利用の手順や帳票類の整理を行い、保育所等訪問支援事業を開始した。また、職員や保護者、訪問先施設による事業所評価を実施し、ホームページに掲載した。

【34. 保育所等訪問支援事業】

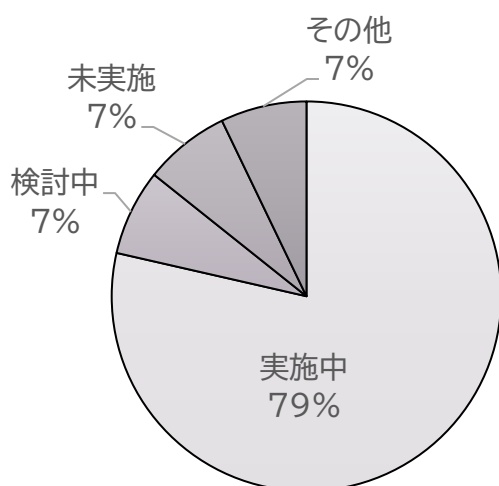
5. 現場職員支援機能

現場職員支援機能には、子どもとかかわる施設等の職員の技術向上や情報共有などを支援をする役割があります。市では、巡回保育相談や現場職員の研修を行っています。

	取組項目	a	b	c	d	e
35	子育てひろば職員研修	○				
36	保育士・幼稚園教諭の発達支援研修	○				
37	学童保育所・児童館職員の障害児研修	○				
38	スキルアップのための研修用資料の活用			○		
39	子育てひろば等における地域支援	○				
40	巡回保育相談	○				
41	連携保育施設への技術支援	○				
42	学童保育所や児童館への巡回相談	○				
43	児童養護施設への支援				○	
44	障害児相談支援事業者への支援	○				
45	発達支援の必要な子どもへの保育園・幼稚園での療育的取組	○				
46	障害児対応職員の加配（認可保育園）	○				
47	障害児対応職員の加配（幼稚園）	○				
48	障害児対応職員の加配の判断					○

a, 実施中 b, 実施に向けて検討中 c, 検討中 d, 未実施 e, その他

5. 現場職員支援機能



■ 実績調査より抜粋

・保育士や幼稚園教諭を対象に医師会と共催の学習会を2回開催するとともに、発達支援をテーマとする研修や支援学校の見学会を実施し、障害児や発達支援の必要な子どもへの保育について学び合う機会を提供した。【36. 保育士・幼稚園教諭の発達支援研修】

・児童館・学童保育所職員を対象に、特性のある子どもと保護者への対応についての研修を実施したほか、職員同士が情報共有をする機会を設けた。

【37. 学童保育所・児童館職員の障害児研修】

・保護者から園連携の承諾を得られた子どもについて、巡回保育相談で得られた情報を、発達相談に活用した。【40. 巡回保育相談】

6. 健診・診察機能

健診・診察機能には、保護者が子どもの特性などについて、理解認識していく機会となる役割があります。市では、乳幼児健診を行っています。

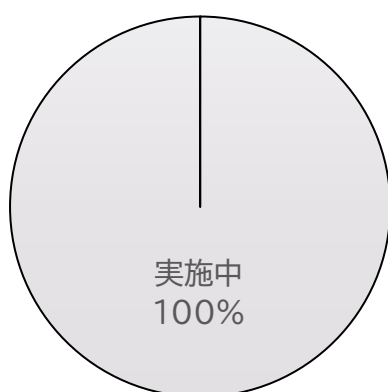
	取組項目	a	b	c	d	e
49	診察枠の確保	○				

a, 実施中 b, 実施に向けて検討中 c, 検討中 d, 未実施 e, その他

6. 健診・診察機能

■ 実績調査より抜粋

・医療連携事業により、診察枠を事前に確保することで、初診をおおむね1か月以内に受診できる体制を継続した。【49. 診察枠の確保】



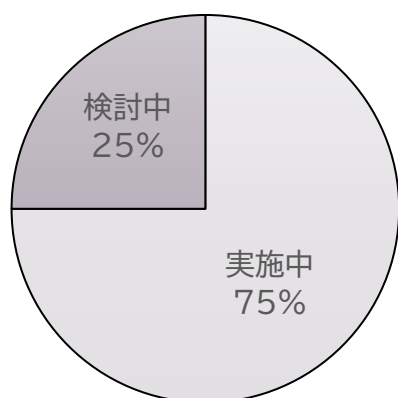
7. コーディネート機能

コーディネート機能には、支援者が子どもや保護者のニーズを受け止め、必要な相談機関や制度などを伝えて適切な支援につなげていくほか、様々な福祉サービスを調整していく役割があります。市では、職員のコーディネート力や組織力向上のために研修等を行っています。

	取組項目	a	b	c	d	e
50	医療機関へのつなぎ	○				
51	重度心身障害児や医療的ケア児への対応	○				
52	児童発達支援センターにおけるコーディネート機能の向上	○				
53	コーディネート力を持った人材の育成			○		

a, 実施中 b, 実施に向けて検討中 c, 検討中 d, 未実施 e, その他

7. コーディネート機能



■ 実績調査より抜粋

・診察等が必要な子どもについて、情報提供のうえ医療機関につないだ。【50. 医療機関へのつなぎ】

・令和7年度より障害福祉課へ医療的ケア児等コーディネーターを2名配置し、在宅で生活している医療的ケア児や重度心身障害児等に対して必要なサービスや支援を受けることができるような相談体制を整備した。

【51. 重度心身障害児や医療的ケア児への対応】

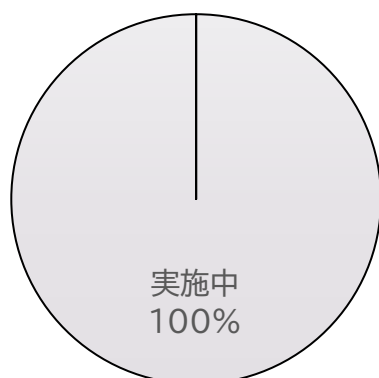
8. 理解啓発機能

理解啓発機能には、地域の誰もが発達に支援や配慮が必要な子どもの特性や保護者の気持ちを理解し、共に考え、共生社会を目指す役割があります。市では、発達支援団体と協働して理解啓発のための事業等に取り組んでいます。

	取組項目	a	b	c	d	e
54	ICTの活用による情報提供	○				
55	発達支援に関する講座	○				

a, 実施中 b, 実施に向けて検討中 c, 検討中 d, 未実施 e, その他

8. 理解啓発機能



■ 実績調査より抜粋

・発達相談や5歳児相談について、電子申請の受付を開始し、保護者がいつでも申し込みができるようにするとともに、架電による心理的負担の軽減につながった。【54. ICTの活用による情報提供】

・地域学習館や発達支援団体と協力し講座を開催した。【55. 発達支援に関する講座】